

平成 23 年度銃器対策推進状況の概要

平成 24 年 月 日

銃器対策推進会議

(平成 23 年中における銃器情勢)

- 銃器発砲事件の発生件数は増加 (45 件 (前年比+10 件、+28.6%))、とりわけ暴力団等によるとみられる発砲事件が増加 (33 件 (前年比+16 件、+94.1%))。銃器事件による死傷者数はほぼ横ばい (18 人 (前年比+1 人、+5.9%))。
- 拳銃の押収丁数は増加 (426 丁 (前年比+29 丁、+7.3%))、とりわけ暴力団構成員等からの押収丁数が増加 (123 丁 (前年比+25 丁、+25.5%))。
- 拳銃等に係る銃刀法違反事件の検挙人員はほぼ横ばい (160 人 (前年比+2 人、+1.3%))。

■ 1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

- 巡視船艇・航空機の就役、X線検査装置・監視カメラの整備等、装備資機材の充実・整備を図った。〔警察・財務・海保〕
- 取締関係機関の連携の緊密化を図り、密輸入事犯を想定した合同訓練、人事交流、合同立入検査等を実施した。〔警察・財務・海保〕

■ 2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

- 暴力団に係る拳銃事犯の検挙を図り、暴力団構成員等が関与する銃器使用事件や拳銃等に係る銃刀法違反事件を 125 件検挙した。〔警察〕
- 全国の検察官を集めての会同会議において、銃器事犯の厳正な処分と厳格な科刑の実現に努めることを指示した。(平成 23 年における拳銃等に係る銃刀法違反事件等の一審における科刑状況は 65%以上が 3 年以上の懲役)〔法務〕

■ 3 水際対策の的確な推進

- 銃器等密輸入の可能性の高い離島等において、監視艇・巡視船艇・航空機を活用して監視取締り及び情報収集を実施した。〔財務・海保〕
- 平成 23 年度に関税法を改正し、これまで入手していた事前旅客情報に加え、新たに予約情報等も入手できるよう報告情報範囲を拡充した。〔財務〕

■ 4 国内に潜在する銃器の摘発等

- 暴力団が組織的に管理する拳銃を重点とした取締りを行った。また、インターネット上の情報収集により拳銃 24 丁、「拳銃 110 番報奨制度」により同 8 丁を押収した。〔警察〕

■ 5 国際協力の推進

- 我が国提出の小型武器決議の採択や専門家会合への参画を通して国際社会における小型武器問題への取組の方向性を定めることに貢献した。〔外務〕

■ 6 国民の理解と協力の確保

- 各種広報媒体を活用した銃器情勢等の情報提供や各種情報受付窓口の周知などにより、銃器に関する情報提供を広く呼びかけた。〔内閣府・警察・財務・海保〕。
- 狩猟者に対し銃器の適正な使用や管理について指導したほか、製造業者等が加入する団体に対し猟銃等の適正管理や保安対策の必要性について啓発を行った。〔経産・環境〕